

令和6年度新たな住民税非課税世帯または
新たな住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ



低所得者世帯支援給付金 (新たな低所得者子育て世帯支援給付加算金)のご案内について

- この給付金は、令和6年度の新たな住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯(下記の「◎給付対象となる世帯」の①に該当する世帯)に基準日時点で18歳以下の児童がいる場合に給付するものです。
- 給付金を受給するには、確認や手続きが必要です。

給付金の給付額 児童1人あたり 5万円

給付金の給付対象世帯と手続き

◎給付対象となる世帯(①、②の両方に該当する世帯)

- 令和6年度低所得者世帯支援給付金(新たな住民税非課税世帯支援給付金または新たな住民税均等割のみ課税世帯支援給付金)(1世帯あたり10万円)の給付対象世帯
- 令和6年6月3日(基準日)時点で世帯主と同一世帯に18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童(※)がいる世帯

※住民票を移さずに施設に入所している児童は除きます。

※児童には、基準日の翌日(令和6年6月4日)から令和6年10月31日までに生まれた新生児も含まれます。ただし、この場合は新生児が出生した時点で別途申請することが必要です

◎手続き

野洲市から

低所得者世帯支援給付金(新たな低所得者
子育て世帯支援給付加算金)支給要件確認書

が届いた世帯

野洲市から

低所得者世帯支援給付金(新たな低所得者
子育て世帯支援給付加算金) 申請書

が届いた世帯

受給のための手続きが必要です。

- 『確認書』に必要事項を記入して(口座情報を記入した場合(※)はその裏面に①口座確認書類の写しおよび、②本人確認書類の写しを貼付し)、下記の提出期限までに野洲市市民生活相談課までご提出ください。

※振込先口座を変更する場合や口座情報の記載がない(口座番号欄が空欄)の場合は上記①、②の添付が必要です。

- 給付金の給付時期…市が確認書を受理した週から、おおむね2週間後の金曜日

受給のための手続きが必要です。

- 『申請書』に必要事項を記入して、①世帯全員分の令和6年度住民税課税(または非課税)証明書(※)(写し可)、②口座確認書類の写し、③本人確認書類の写しの計3点の提出書類を添付し、下記の提出期限までに野洲市市民生活相談課までご提出ください。

※平成18年1月2日以降に出生した人は不要です。なお、世帯内に住民税所得割課税者がいる場合、申請しても給付金は給付されません。

- 給付金の給付時期…市が申請書を受理した日から、おおむね1か月後

≪提出期限: 令和6年10月31日(木)(消印有効)≫

口座確認書類および本人確認書類について

- 口座確認書類**…通帳またはキャッシュカードの写し
- 本人確認書類**…運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート 等の写し

低所得者世帯支援給付金(新たな低所得者子育て世帯支援給付加算金)等の「振込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

- 野洲市市民生活相談課 低所得者世帯支援給付金窓口

TEL. 077-588-1712 FAX. 077-586-2177

受付時間 平日 9:00~17:00